

電気契約種別定義書

コーラガスでんき B プラン

九州電力エリア【低圧】

令和 7 年 9 月 1 日実施

株式会社コーラガス日本

目次

1 適用	1
2 実施期日	1
3 本定義書の変更	1
4 定義	1
5 単位および端数処理	1
6 電灯需要	1
7 その他	3

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社コーナガス日本（以下「取次店」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

九州電力送配電株式会社の供給区域	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県 および鹿児島県
------------------	------------------------------------

2 実施期日

本定義書は、令和7年9月1日から実施いたします。

3 本定義書の変更

- (1) 取次店は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 取次店は、本定義書を廃止することがあります。この場合、取次店はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を取次店ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、取次店がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 電灯需要

コーナガスでんきBプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- ロ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、口の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツいたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないとき当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

- イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により、電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。
- ハ 取次店が特に認めた場合はイ以外の契約電流についてもコーナガスでんきBプランを適用することができます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	915 円 72 錢
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 錢
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 錢
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 錢

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 錢
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 92 錢
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 11 錢

ハ (3)ハで取次店が特に認めた場合の基本料金および電力量料金は別途お渡しする料金表に定めるところによります。

(5) セット割引

イ 電気供給契約及び契約種別に付加して提供するセット割引に関する詳細事項はセット割引条件定義書に定めます。

ロ セット割引条件定義書では適用条件、割引内容、その他の事項を定めます。

(6) その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものいたします。